

参考

「介護保険料」増額か 職員交付金やめ加算へ (23.10.17)

厚生労働省は17日、「介護職員処遇改善交付金」を今年度末で廃止し、介護報酬に処遇改善加算を新設して待遇改善を継続する案を社会保障審議会介護給付費分科会に示した。交付金をやめて同額の財源を確保するには来年度の介護報酬改定で2%のアップが必要になり、現在4160円の月額介護保険料(65歳以上の平均)の上昇につながる公算が大きい。

処遇改善交付金は、他の産業に比べ給与が下回る介護職員の賃金を引き上げ、人手不足を解消する目的で平成21年に創設された。都道府県の基金を通じ職員1人あたり月額1万5千円を事業者に支給してきたが、年間約1900億円が必要な基金の継続は困難となっていた。新制度で事業者が処遇改善加算を受けるには、報酬改定前(平成23年度末)の賃金を下回らない給与を職員に支給することが条件になり、受けた加算の一定割合以上を職員の本給で支給する必要がある。

介護保険 自己負担増を検討…高所得者は2割に (23.10.31)

厚生労働省は31日、介護保険サービスを利用する際に払う利用者負担の見直しの論点を社会保障審議会介護保険部会に提示した。

高所得者などの負担を今より増やし、負担の公平化や給付の効率化を図るとともに、介護職員の賃上げ費用を捻出するのが狙い。まとめれば、来年の通常国会に関連法案を提出する方針。

見直し案では、年収320万円以上など、一定の所得がある高齢者の自己負担割合を、現行の一律1割から2割に引き上げる。

高齢化の進行で給付費が膨らむ中、重度の要介護者向けのサービスを充実させるため、軽度者(要支援1~2)の自己負担割合も、1割から2割にする。

このほか、現在は全額保険財政で賄われ、自己負担がないケアプラン(介護計画)の作成に、新たに利用者負担を導入することや、特別養護老人ホームの相部屋の入居者に対し、一定の室料負担を求めることなどを検討項目に挙げた。